

**高松市・塩江町合併協議会**  
**第 1 0 回 会 議 資 料**

日 時：平成 1 6 年 5 月 3 1 日（月）

午後 1 時

場 所：塩江町役場 2 階 大会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第 2 0 号	財産の取扱い(協定項目第 5 号)について (第 9 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 2 1 号	条例・規則等の取扱い(協定項目第 1 4 号)について (第 9 回会議提案:継続協議) -----	4
協議第 2 2 号	児童福祉事業(協定項目第 2 4 - 9 号)について (第 9 回会議提案:継続協議) -----	7
協議第 2 3 号	病院事業(協定項目第 2 4 - 1 2 号)について (第 9 回会議提案:継続協議) -----	1 0
協議第 2 4 号	その他の事業(美術館事業)(協定項目第 2 4 - 2 4 号) について(第 9 回会議提案:継続協議) -----	1 3
協議第 2 5 号	附属機関等の取扱い(協定項目第 1 7 号)について -----	1 4
協議第 2 6 号	公共的団体等の取扱い(協定項目第 1 8 号)について --	1 7
協議第 2 7 号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第 2 0 号) について -----	2 0
協議第 2 8 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第 2 1 号) について -----	2 3

### ( そ の 他 )

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	2 6
-------------------------------	-----

協議第20号（第9回会議提案：継続協議）

財産の取扱い（協定項目第5号）について

財産の取扱い（協定項目第5号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年4月21日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第5号	財産の取扱い
<p>塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。</p>		

平成16年5月31日 確認

(資料)

## 財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「財産の取扱い」が協議された市 10市

### 新潟市

黒埼町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

### 大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。ふるさと創生基金の使途については、三陸町の意味を尊重する。

### つくば市

荊崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

### 福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

### 廿日市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

### 新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

### 新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 財産の取扱い（協定項目第5号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、財産の取扱いについて確認した市 9市

#### 秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

#### 岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

#### 堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### 福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

#### 長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

#### 鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第21号（第9回会議提案：継続協議）

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年4月21日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第14号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成16年5月31日 確認

(資料)

### 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「条例・規則等の取扱い」が協議された市 7市

#### 潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

#### 福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

#### 新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

#### 野田市

両市町にほぼ同様の条例があるので、野田市の制度を適用します。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、条例、規則等の取扱いについて確認した市 9市

#### 秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

#### 富山市

条例及び規則等の取扱いについては、各協議項目の協議結果を踏まえ、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行させるもの

#### 浜松市

条例、規則等については、合併協議会の協議結果に基づき、浜松市の条例、規則等に所要の改正を加え、又は新たに制定するものとする。

#### 福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。

ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

#### 高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 2 2 号 ( 第 9 回会議提案：継続協議 )

児童福祉事業 ( 協定項目第 2 4 - 9 号 ) について

児童福祉事業 ( 協定項目第 2 4 - 9 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 9 号	児童福祉事業
<p>( 前回提案分 )</p> <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度の翌年度から 5 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。</p> <p>乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。</p> <p>( 今回修正案 )</p> <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から 5 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。</p> <p>乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。</p>		

平成 1 6 年 5 月 3 1 日 確認

(資料)

## 児童福祉事業(協定項目第24-9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「児童福祉事業」が協議された市 8市

### 大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の方針等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

### 新居浜市

別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。

### 新発田市

- ア 保育料については、平成15年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。
- イ 延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。
- ウ 一時保育については、新発田市の制度を適用する。ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。
- エ 保育園通園バス支援事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。
- オ 豊浦町の母子手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。
- カ 第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 児童福祉事業（協定項目第24-9号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、児童福祉事業の取扱いについて確認した市 6市

#### 鹿児島市

- 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度の翌年度に子が小学校に入学する者については現行どおりとする。
- 6 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。

#### 高知市

鏡村及び土佐山村のへき地保育所等の取扱いは、対象となる児童、基本保育料及び給食費を除き、平成16年度は現行のとおりとし平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。

対象となる児童は、鏡村は現行のとおりとし、土佐山村は乳児から就学前の児童とする。ただし、3歳未満の児童の入所については、原則として児童福祉法にいう保育に欠ける児童とする。

鏡村の小規模保育所の基本保育料は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から「高知市保育の実施に関する条例施行規則別表保育料徴収基準表」に定める、「住民税が均等割の額のみ世帯」の項を適用するものとする。

土佐山村の幼稚園を保育所に一元化した場合の基本保育料は、平成16年度は合併の前日までの基本保育料を引き継ぎ、平成17年度から3歳未満の児童は上記の鏡村の取扱いと同様とし、3歳以上の児童は高知市の基本保育料に統一するものとする。

鏡村の給食費は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から新たに定めるものとする。

土佐山村の給食費は、平成16年度は合併の前日までの制度を引き継ぎ、平成17年度から新たに定めるものとする。

乳幼児医療費助成事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、合併の前日までに、土佐山村の助成対象となっている者は、4歳到達月まで対象とする。

鏡村の出産祝金制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から廃止するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 2 3 号（第 9 回会議提案：継続協議）

病院事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について

病院事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 2 号	病院事業
塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。		

平成 1 6 年 5 月 3 1 日 確認

(資料)

### 病院事業（協定項目第24-12号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「病院事業」が協議された市 3市

大船渡市

国民健康保険（直営）診療所は、現行のとおりとする。

呉市

公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。

新居浜市

別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

## 病院事業の取扱い（協定項目第24-12号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、病院事業の取扱いについて確認した市 2市

高知市

土佐山村の診療所は、当分の間現行のとおり引き継ぐものとし、合併後に運営及び業務の見直しをするものとする。

長崎市

病院・診療所は、現行どおりとする。

ただし、国民健康保険野母崎町立病院については、地方公営企業法の全部適用の方向で検討する。

協議第24号（第9回会議提案：継続協議）

その他の事業（美術館事業）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（美術館事業）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年4月21日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（美術館事業）
<p>塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町立美術館の運営については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。</p>		

平成16年5月31日 確認

協議第 2 5 号

附属機関等の取扱い（協定項目第 1 7 号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第 1 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 7 号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

#### 潮来市

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

#### 大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

#### つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

#### 岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

#### 倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

#### 福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

#### 長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 26 号

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 5 月 31 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 18 号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

### 新潟市

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

### 廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

### 新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

(1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

### 新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 9市

#### 富山市

- 1 7市町村共通の団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、個々の実情により、統合に期間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 各市町村独自の団体については、現行のとおりとする。

#### 岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

#### 福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

#### 長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

#### 鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 27 号

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）について

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 16 年 5 月 31 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 20 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

### 新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行のとおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設として位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行のとおりとする。大野定例露店市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

### 潮来市

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

### 廿日市市

- (1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

### 呉市

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 7市

#### 秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

#### 岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

#### 高知市

1 使用料は、原則として現行のとおりとする。

ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。

2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。

3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

#### 鹿児島市

1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。

2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 2 8 号

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第 2 1 号)について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第 2 1 号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

### 新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

### 大船渡市

- (1) 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

### 廿日市市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。(1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。(2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

### 新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 6市

#### 岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

#### 高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。  
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

#### 鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

5 その他

(1) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第11回会議

(ア) 日時 平成16年6月29日(火)午後1時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室